

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団  
令和4年度第1回理事会議事録（抄本）

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (1) 専務理事の選定について  
議案第1号により、長浜裕子理事を専務理事（代表理事）に選定した。
  - (2) 常勤役員の報酬の金額等について  
議案第2号により、常勤役員の報酬の金額等が可決された。
- 2 決議事項を提案した理事の氏名  
代表理事 理事長 高橋 道映
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日  
令和4年4月1日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名  
代表理事 理事長 高橋 道映

令和4年4月1日、理事 高橋道映が理事及び監事の全員に対して、上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、同日付けで、理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条」並びに「定款第34条第3項」に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、「定款第36条第1項」に基づき本議事録を作成する。

令和4年4月1日

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団  
議事録作成者  
代表理事 理事長 高橋 道映